

(別添)

平成22年度行動計画関連様式集

【 目 次 】

1. 平成22年度行動計画目標設定表・・・・・・・・・・様式1
2. 行動計画進捗管理表（事務所実施分）・・・・・・様式2-1
3. 行動計画進捗管理表（市場化業者実施分）・・・・・・様式2-2
4. 強制徴収進捗管理表・・・・・・・・・・様式3
5. 未納月数別未納者等一覧表・・・・・・・・・・様式4
6. 属性別未納者数・未納月数一覧表・・・・・・・・・・様式5
7. 月別 要求水準達成計画・納付督促等実施計画・・様式6
8. 市場化事業実績 分析・管理シート・・・・・・・・・・様式7

年金事務所における厚生年金保険等の適用促進に係る
平成22年度行動計画の策定手順書（マニュアル）

平成22年4月

日本年金機構本部

I. 目標の設定方法

1 行動計画において、進捗管理を行う項目

- ① 呼出による重点的な加入指導実施事業所数及び実施回数
- ② 訪問による重点的な加入指導実施事業所数及び実施回数
- ③ 立入検査の実施件数
- ④ 文書・電話による勧奨の実施事業所数(年金事務所職員実施分)
- ⑤ 訪問による加入勧奨の実施事業所数(年金事務所職員実施分)
- ⑥ 業者委託の文書・電話勧奨実施件数
- ⑦ 業者委託の訪問勧奨実施件数
- ⑧ 事業所調査実施件数
- ⑨ 上記の取り組みによって適用された事業所数、又は被保険者数

2 進捗管理を行う項目のうち、目標設定を行う項目及び目標の設定方法

(1) 上記1のうち、

- ① 呼出による重点的な加入指導実施事業所数及び実施回数
- ③ 立入検査の実施件数
- ⑧ 事業所調査実施件数

については、平成20年度実績を上回る数を事務所の実情に応じて、目標として設定する。

(2) 上記1のうち、

- ・ ②訪問による重点的加入指導実施事業所数については、本部が指示した数を目標として設定する(「別紙1」)。但し本部が指示した数が平成19年度実績値を下回る場合は当該実績値を目標とする。
- ・ 訪問による重点的加入指導回数については、上記で設定した事業所数の2～3倍の範囲内で年間目標を設定する。そ

の上で、年間を通じて取り組むよう各月の計画を設定する。具体的には、年間目標総回数の少なくとも1/3を9月までに実施すること。

(注:上記1のうち、④、⑤、⑥、⑦、⑨については、目標設定は行わないが、実施結果の報告を求める取扱いとする。)

II. 目標設定後の本部報告

(1) 年金事務所はブロック本部へ、様式1「平成22年度行動計画目標設定表」を5月28日までに提出すること。ブロック本部においては計画の内容確認等を行い、ブロック全体を集計のうえ、年金事務所の個票を添付し、本部へ6月7日までに提出すること。

本部においては、6月中に内容の審査を行い、各年金事務所の行動計画を確定する。年金事務所においては、行動計画が確定するまでの間は、提出した計画に基づき暫定的に対策を推進する。

(2) 年金事務所は、毎月、行動計画様式(2~4)に従って、実施状況を翌月15日までにブロック本部に提出すること。ブロック本部においては内容確認し、ブロック全体を集計のうえ、年金事務所の個票を添付し、25日までに本部に提出すること。

(注:22年4月分の実施状況は、5月分と合わせて6月に報告すること。)

(3) 22年度行動計画終了後の年間報告の項目、方法については、6月中に別途連絡する。

III. 行動計画の作成・実施に当たっての留意すべき事項

1. 未適用事業所の適用促進

(1) 適用促進対象事業所の選定等

① 雇用保険の適用事業所情報等の活用

ア 厚生年金保険と雇用保険の適用事業所データの突合結果リスト及び新規設立法人情報(以下「突合結果リスト等」という。)については、適用促進対象事業所情報・事蹟管理システム等により適用促進対象事業所の選定を行い、外部委託により速やかに加入勧奨を実施すること(平成22年4月14日送付済み)。

イ 平成20年度以前に送付した突合結果リスト等のうち、加入勧奨の未実施の適用促進対象事業所がある場合は早急に

外部委託により加入勧奨を実施すること。

②関係機関との連携による情報等の活用

関係機関との連携による情報等については、外部委託による加入勧奨の対象とはせず、速やかに重点的な加入指導を実施すること。

ア 国土交通省地方運輸局との連携については、国土交通省において厚生年金保険等の未適用事業所を貨物自動車運送事業に加え旅客自動車運送事業においても道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に基づく行政処分等を実施する取扱いとされたことから「自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供の活用等について」(平成 21 年 10 月 1 日付け庁文発第 1001001 号)に基づき迅速な対応を行うこと。なお、当該対応の実施に際しては、国土交通省地方運輸局との連携を密にし、照会内容に対する的確な回答を行うこと。

イ 都道府県労働局(公共職業安定所)との連携については、「公共職業安定所との連携による適用の適正化について」(平成 17 年 4 月 20 日付け庁文発第 0420002 号)等に基づき実施すること。

ウ 市区町村との連携については、「市区町村から提供される事業所情報の活用について」(平成 20 年 5 月 30 日付け庁保険発第 0530002 号)に基づき実施すること。

(2)適用促進対象事業所に対する加入指導等

未適用事業所に対する適用促進に当たっては、次のそれぞれの取組について、計画的かつ継続的に実施すること。

①文書及び電話による加入勧奨

文書及び電話による加入勧奨については、既に重点的加入対象事業所と把握している事業所を除き、すべての適用促進対象事業所を対象に、原則として外部委託により実施すること。なお、電話番号が不明な場合であっても、文書による加入勧奨は実施すること。

②訪問による加入勧奨

訪問による加入勧奨については、原則として、文書及び電話による加入勧奨後において加入手続が行われないすべての

適用促進対象事業所を対象に、外部委託により実施すること。

③呼出による加入指導

呼出による加入指導については、訪問による加入勧奨後において加入手続きが行われない適用促進対象事業所を対象に実施すること。

なお、呼出による加入指導については、5人以上の従業員を使用すると認められる事業所に対して実施することとしているが、各ブロックの人員配置の状況等に応じて、適宜拡大するよう努めること。

また、年金記録問題への対応等により、年金事務所への呼出が困難な場合にあっては、呼出による加入指導を実施せず、下記④の戸別訪問による加入指導を実施しても差し支えないこと。

④戸別訪問による加入指導

訪問による加入勧奨後又は呼出による加入指導後においても、なお加入手続きが行われない適用促進対象事業所については、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導の実施要領について」(平成19年4月10日付け庁保険発第0410001号)に基づき、戸別訪問による加入指導を実施すること。

なお、戸別訪問による加入指導については、10人以上の従業員を使用すると認められる事業所に対して実施することとしているが、各ブロックの人員配置の状況等に応じて、適宜拡大するよう努めること。

⑤立入検査等

加入指導を重ねても加入手続きが行われない適用促進対象事業所については、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する重点的な加入指導の実施要領について」(平成19年4月10日付け庁保険発第0410001号)に基づく立入検査等を実施し必要に応じて、年金事務所において被保険者資格の取得の確認(いわゆる職権適用)を実施すること。

(3)適用促進対象事業所に対する加入勧奨後の管理について

加入勧奨の実施後においては、適用促進対象事業所情報・事蹟管理システム等の活用により、厚生年金保険等の未適用事業所、適用済事業所、適用対象外の事業所及び未処理の区分ごとに的確な進捗管理を行い、加入指導等に係る事蹟については、継続的な管理を行うこと。

2. 事業所調査

(1) 調査方法

事業所調査は「社会保険調査官調査要領」に基づき実施すること。

(2) 対象事業所

事業所調査の対象事業所については、原則として下記①から⑤の事業所とするが、過去に実施された調査結果に基づく評価や事業所の業態区分等を参考として緊急に調査が必要な場合にも逐次、調査対象とすること。

- ①年金記録確認第三者委員会への未適用事業所に関する情報提供のための調査を要する事業所
- ②被保険者からの確認請求に基づく調査を要する事業所
- ③都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を要する事業所
- ④賞与支払届を提出しない事業所
- ⑤遡及訂正処理に係る事実確認のための調査を要する事業所

(3) 調査の留意事項

- ①事業所調査において、被保険者資格取得届等の届出漏れがあり、事業主が適正な届出の指導に応じない場合は、関係書類に基づき事実確認ができた日をもって認定による加入手続を行うこと。なお、職権で作成した届書については、その内容を明らかにするため、事蹟票を添付すること。
- ②被保険者となるべき者や第三者等から、文書又は口頭により資格に関する確認請求及び情報提供を受けたときは、社会保険調査官調査要領に基づき事故調査を行うこと。また、これら情報提供等の処理状況を的確に管理するため、受付管理簿を備え適正な事案処理を行うこと。
- ③事業主に対する指導関係
ア 被保険者資格の取得・喪失、又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知されているか確認するとともに、通知されていない場合は確実に通知するよう指導すること。

イ 被保険者資格の取得の届出を行う際に、基礎年金番号の重複払出の防止の観点から、被保険者からの年金手帳の提出及び当該年金手帳による基礎年金番号の確認並びに確認後、速やかに被保険者あて返付しているか確認するとともに、実施されていない場合は徹底するよう指導すること。

④賞与支払届が未提出となっている事業所については、定時決定時の調査において、集中的に提出を求めるなど、効果的に実施すること。

⑤被保険者資格に係る調査を実施する場合には、被保険者となっていない短時間労働者、年金受給者、請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者について、関係書類等によりその勤務実態を十分に確認すること。

⑥算定基礎届総括表を活用した就労状況の把握について

被保険者等の適用の適正化及び老齢厚生年金受給者に対する適正な給付の観点から、「被保険者報酬月額算定基礎届総括表」を活用し、被保険者となっていない者の人数の報告を求めること。

報告のあった人数については適正に管理し、事業所調査を行う対象事業所の選定に活用すること。

⑦「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて(通知)」(平成19年3月29日付け庁保険発第 0329009 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)による厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届等の提出が確実に行われているか十分に確認すること。

(4)その他

事業所調査の一環として実施を予定している被保険者ゼロ事業所(E6事業所)の実態調査の実施時期、実施方法等については、別途指示する。

訪問による重点的指導実施事業所数に関する年金事務所別の目標数

都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数
北海道	札幌東	16		花巻	6		相馬	3		熊谷	15		墨田	13		港北	17
	札幌西	17		二戸	3		郡山	16		川越	22		江東	16		横浜中	18
	札幌北	16		一関	8		白河	4		所沢	13		江戸川	17		横浜西	16
	新さっぽろ	12		宮古	4		会津若松	10		春日部	14		品川	19		横浜南	15
	函館	15	宮城	仙台東	10	茨城	水戸南	13		越谷	15		大田	28		川崎	12
	旭川	17		仙台南	12		水戸北	11		秩父	3		渋谷	28		高津	16
	釧路	12		大河原	4		土浦	16	千葉	千葉	17		目黒	12		平塚	13
	室蘭	7		仙台北	14		下館	12		幕張	13		世田谷	24		厚木	13
	苫小牧	9		石巻	8		日立	7		船橋	13		池袋	18		相模原	17
	岩見沢	7		古川	8	栃木	宇都宮東	10		市川	11		北	10		小田原	9
	小樽	9	秋田	秋田	12		宇都宮西	14		松戸	15		板橋	15		横須賀	13
	北見	10		鷹巣	7		大田原	6		木更津	13		練馬	16		藤沢	15
	帯広	9		大曲	7		栃木	18		佐原	9		足立	17	新潟	新潟東	16
	稚内	3		本荘	3		今市	3	東京	千代田	34		荒川	8		新潟西	9
	砂川	6	山形	山形	10	群馬	前橋	13		中央	33		葛飾	11		長岡	11
	留萌	3		寒河江	4		桐生	6		港	41		立川	17		上越	9
青森	青森	10		新庄	3		高崎	13		新宿	28		青梅	9		柏崎	4
	むつ	3		鶴岡	8		渋川	6		杉並	14		八王子	16		三条	10
	八戸	12		米沢	7		太田	8		中野	11		武蔵野	20		新発田	8
	弘前	10	福島	東北福島	14	埼玉	浦和	24		上野	22		府中	14		六日町	3
岩手	盛岡	13		平	14		大宮	20		文京	12	神奈川	鶴見	15	富山	富山	14

都道府県名	事務所名	重点加入奨励事業所数															
	高岡	9		多治見	10		岡崎	10		福島	12		東灘	7		倉敷東	14
	魚津	6		大垣	10		一宮	15		大手前	21		兵庫	7		倉敷西	7
	砺波	4		美濃加茂	8		瀬戸	9		堰江	14		姫路	20		津山	9
石川	金沢南	10		高山	7		半田	12		市岡	10		尼崎	16		高梁	4
	金沢北	15	静岡	静岡	18		豊川	8		天王寺	23		明石	12	広島	広島東	14
	小松	8		清水	8		刈谷	16		平野	13		西宮	18		広島西	12
	七尾	6		浜松東	14		豊田	10		難波	16		豊岡	5		広島南	11
福井	福井	17		浜松西	15	三重	津	17		玉出	14		加古川	11		福山	14
	武生	7		沼津	13		四日市	16		淀川	20	奈良	奈良	13		呉	11
	敦賀	4		三島	12		松阪	5		今里	11		大和高田	9		三原	8
山梨	甲府	13		島田	12		伊勢	8		城東	15		桜井	9		三次	4
	竜王	10		掛川	7		尾鷲	3		貝塚	16	和歌山	和歌山東	13		備後府中	3
	大月	6		富士	10	滋賀	大津	10		堺東	20		和歌山西	9	山口	山口	9
長野	長野南	11	愛知	大宮根	17		草津	14		堺西	13		田辺	8		下関	9
	長野北	8		中村	16		彦根	11		東大阪	20	鳥取	鳥取	10		徳山	8
	岡谷	8		鶴舞	16	京都	上京	11		八尾	12		倉吉	4		宇部	8
	伊那	6		熱田	16		舞鶴	9		吹田	22		米子	10		岩国	6
	飯田	6		笠寺	14		中京	12		豊中	16	島根	松江	13		萩	3
	松本	14		昭和	10		下京	11		守口	14		出雲	9	徳島	徳島南	10
	小諸	11		名古屋西	11		京都南	14		枚方	17		浜田	8		徳島北	14
岐阜	岐阜南	10		名古屋北	15		京都西	12	兵庫	三宮	13	岡山	岡山東	15		阿波半田	3
	岐阜北	11		豊橋	15	大阪	天満	19		須磨	14		岡山西	18	香川	高松東	12

都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数	都道府県名	事務所名	重点加入実施事業所数
	高松西	11	佐賀	佐賀	13		川内	7
	普通寺	10		唐津	6		加治木	6
愛媛	松山東	10		武雄	6		鹿屋	7
	松山西	12	長崎	長崎南	11		奄美大島	3
	新居浜	9		長崎北	9	沖縄	那覇	12
	今治	8		佐世保	11		浦添	9
	宇和島	6		諫早	10		コザ	10
高知	高知東	8	熊本	熊本東	18		名護	3
	高知西	9		熊本西	13		平良	2
	南国	4		八代	8		石垣	3
	幡多	3		本渡	4			
福岡	東福岡	16		玉名	4			
	博多	16	大分	大分	19			
	中福岡	12		日田	4			
	西福岡	12		別府	12			
	南福岡	15		佐伯	4			
	久留米	18	宮崎	宮崎	12			
	小倉南	11		高鍋	5			
	小倉北	12		延岡	6			
	直方	13		都城	7			
	八幡	13	鹿児島	鹿児島南	13			
	大牟田	8		鹿児島北	15			

ブロック別合計			
北海道ブロック	168	近畿ブロック	654
東北ブロック	247	中国ブロック	241
北関東・信越ブロック	416	四国ブロック	129
南関東ブロック	829	九州ブロック	418
中部ブロック	496	総 数	3,598

平成22年度行動計画目標設定表

ブロック本部名
年金事務所

1-1. 訪問による重点的加入指導実施事業所数

目標(年間)

事業所数

平成19年度実施事業所数実績

()

1-2. 訪問による重点的加入指導実施回数

目標(年間)

回

区 分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
訪問による重点的加入指導実施回数												

2-1. 呼出による重点的加入指導実施事業所数

目標(年間)

事業所数

平成20年度実施事業所数実績

()

2-2. 呼出による重点的加入指導実施回数

目標(年間)

回

平成20年度実施回数実績

()

3. 立入検査の実施件数

目標(年間)

件

平成20年度実施件数実績

()

4. 事業所調査件数

目標(年間)

件

平成20年度実施件数実績

()

行動計画管理表
(年金事務所による未適用事業所の適用促進状況)

ブロック本部名
年金事務所

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	上期計	11月	12月	1月	2月	3月	4月	下期計	年間計	
重点的な加入指導等の実施状況	I 呼出による加入指導重点的な	1. 実施計画数(回数)							0							0	0	
		2. 実施数(回数)							0								0	0
		実施率(2÷1)		#DIV/0!														
		3. 実施事業所数							0								0	0
	4. I により適用に結びついた事業所数								0							0	0	
	II 訪問による加入指導重点的な	5. 実施計画数(回数)								0							0	0
		6. 実施数(回数)								0							0	0
		実施率(6÷5)		#DIV/0!														
		7. 実施事業所数								0							0	0
	8. II により適用に結びついた事業所数								0							0	0	
	(認定による加入手続) III 立入検査	9. 実施計画数(回数)								0							0	0
10. 実施数(回数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内訳		①実施数(検査成立)								0							0	0
		②実施数(検査不成立)								0							0	0
11. 立入検査による認定による加入手続事業所数										0							0	0
III適用に結びついた事業所数(4+8+11)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外の実施状況	1. 文書・電話により年金事務所職員が勧奨を実施した事業所数								0							0	0	
	1. の勧奨により適用に結びついた事業所数								0							0	0	
	2. 訪問により年金事務所職員が加入勧奨を実施した事業所数								0							0	0	
	2. の勧奨により適用に結びついた事業所数								0							0	0	

※ 水色のセルには当初計画時の数値を入力してください。
 ※ 白色のセルには実施状況に係る数値を入力してください。(黄色のセルは自動計算となっていますので、入力しないでください。)
 ※ 数値はすべて半角で入力してください。セルが赤く表示された場合は入力ミスの可能性がありますので、確認してください。

行動計画管理表
(委託業者による未適用事業所の適用促進状況)

ブロック本部名
年金事務所

(1) 文書・電話勧奨業務の状況

区 分		5月	6月	7月	8月	9月	10月	上期計	11月	12月	1月	2月	3月	4月	下期計	年間計	
文書・ 電話 勧奨 業務	1. 引き渡し件数							0							0	0	
	2. 委託実施件数(①+②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内 訳	①文書送付件数							0							0	0
		②電話勧奨件数							0							0	0
	3. 委託実施結果(①~⑤)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	結 果	①適用済事業所							0							0	0
		②未適用事業所							0							0	0
		③所在不明事業所							0							0	0
		④適用対象外等事業所							0							0	0
		⑤その他(未判明等)							0							0	0
4. 委託により適用となった事業所数							0							0	0		
5. 適用率(4÷2)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		

(2) 訪問による加入勧奨業務の状況

区 分		5月	6月	7月	8月	9月	10月	上期計	11月	12月	1月	2月	3月	4月	下期計	年間計	
訪 問 に よ る 加 入 勧 奨 業 務	1. 引き渡し件数							0							0	0	
	2. 訪問勧奨実施件数(委託件数)							0							0	0	
	3. 委託実施結果(①~④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	結 果	①適用済事業所							0							0	0
		②未適用事業所							0							0	0
		③所在不明事業所							0							0	0
		④適用対象外等事業所							0							0	0
		⑤その他(未判明等)							0							0	0
4. 委託により適用となった事業所数							0							0	0		
5. 適用率(4÷2)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		

※ 白色のセルに実施状況等の数値等を入力してください。(黄色のセルは自動計算となっていますので、入力しないでください。)
 ※ 数値はすべて半角で入力してください。セルが赤くなった場合は入力誤りの可能性がありますので、確認してください。

行動計画管理表
(事業所調査)

ブロック本部名
年金事務所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年間計	
I 事業所調査 件数	1. 実施計画数(①+②+③)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内訳	① 重点調査計画数														0
		② その他調査計画数														0
		③ 未適用事業所適用促進に係る認定による加入手続事業所数(注)														0
	2. 実施数(①+②+③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内訳	① 重点調査実施数														0
		ア ①のうち、新規適用事業所調査														0
		イ ①のうち、全喪事業所調査														0
		② その他調査実施数														0
	③ 未適用事業所適用促進に係る認定による加入手続事業所数(注)														0	
3. 調査実施率(2÷1)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
内訳	①重点調査実施率		#DIV/0!													
	②その他調査実施率		#DIV/0!													
II 事業所調査 による 指摘 件数	1. 資格得喪関係件数(①+②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内訳	①厚生年金保険														0
		②協会管掌健康保険														0
	2. 標準報酬月額関係件数(①+②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内訳	①厚生年金保険														0
		②協会管掌健康保険														0
	3. 指摘により適用した被保険者数															0

(注) 実施計画数③及び実施数③については、「年金事務所による未適用事業所の適用促進状況(様式2)の区分10の①実施数(検査成立)」の各月の件数を計上すること。
※ 網掛け部分は、自動計算のため入力をしないこと。

ブロック本部名
年金事務所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	年間計
Ⅲ 事業所調査の きつかけ 内訳	事由別事業所数(①～⑥)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	①被保険者からの情報提供														0
	②地方運輸局等からの情報提供														0
	③都道府県労働局からの情報提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	③の内訳														
	ⅰ 求人申込みに係る情報提供														0
	ⅱ 派遣元事業主等に係る情報提供														0
	ⅲ 外国人に係る情報提供														0
	④上記以外の情報提供														0
	⑤特定遡及処理に係る事業所調査														0
⑥その他														0	

行動計画管理表の記載方法

○様式2 年金事務所による未適用事業所の適用促進状況

- (1) 行動計画については、平成22年5月からとなりますが、平成22年度最初の報告については、5月実施状況のほかに、実績把握のため4月の実績についても計上してください。
- (2) I呼出による重点的な加入指導、II訪問による重点的な加入指導及びIII立入検査の実施計画数(回数)については、当初計画時の数値を記載してください。
- (3) 呼出による重点的な加入指導と訪問による重点的な加入指導の実施事業所数は、各月末までに実施した新規着手の事業所数を記載してください。ただし、同一事業所に複数回行った場合には、1事業所と計上する。

例. 4月に10事業所、5月に10事業所へ訪問指導を行い、5月の10事業所の内5事業所は4月に訪問を行った事業所と同一であった場合の報告書への記載数については次の数になります。

報告書への記載は「4月実施事業所数→10事業所」、「5月実施事業所数→5事業所」と記載して下さい。

- (4) 「上記以外の実施状況」の欄の1. 文書・電話により年金事務所職員が勧奨を実施した事業所数及び2. 訪問により年金事務所職員が加入勧奨を実施した事業所数については、加入勧奨を実施した事業所数を記載してください。

例えば、1事業所に対して複数回勧奨した場合も「1件」としてカウントしてください。

○様式3 委託業者による未適用事業所の適用促進状況

- (1) 文書・電話勧奨業務の状況及び(2) 訪問による加入勧奨業務の状況における勧奨結果の報告に基づいて記載してください。
なお、業者委託の実施方法等の詳細については別途連絡します。

○様式4 事業所調査

- (1) 行動計画については、平成22年5月からとなりますが、平成22年度最初の報告については、5月実施状況のほかに、実績把握のため4月の実績についても計上してください。
- (2) 重点調査を行う事業所とは、以下のa又はbに該当する事業所とします。

a 手順書Ⅲ2(2)対象事業所の①～⑤に掲げる事業所

b 「事業所調査の重点化による調査の実施について」(平成16年6月30日付庁保険発第0630001号)における重点的に調査を行う事業所

※ bの通知における「特定の業種等」とは、卸売業、小売業、運送業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や、短時間就労者、年金受給者、外国人就労者を多く使用する事業所とします。

(3) 事業所調査の件数については、以下の調査についても対象とします。

- ① 定時決定時に行われた調査で、被保険者報酬月額算定基礎届に係る書面審査に止まらず、賃金台帳等の関係書類の提示を求め、被保険者の資格に係る調査を社会保険調査官調査要領に準じ実施した場合は対象となります。
- ② 新規適用事業所に係る事業所調査及び全喪事業所に係る事業所調査についても対象となること。なお、新規適用届受付時に帳簿を確認した場合は目標の対象から除外すること。ただし、新規適用届に係る書面審査に止まらず、賃金台帳等の関係書類の提示を求め、被保険者の資格に係る調査を社会保険調査官調査要領に準じ実施した場合は対象となります。

○様式4(2枚目)

(1) 関係機関等の情報提供に基づき、事業所の調査を実施してください。なお、各種情報提供関係通知については以下のとおりです。

- ・ 「自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供の活用等について」(平成21年10月1日付庁文発第1001001号)
- ・ 「公共職業安定所との連携による適用の適正化について」(平成17年4月20日付庁文発第0420002号)
- ・ 「派遣元事業主等における社会保険の適用の適正化に係る日本年金機構ブロック本部と都道府県労働局との連携に係る留意事項について」(平成22年3月15日付厚年情No.2010-89)
- ・ 「改正雇用対策法及び外国人指針に基づく事業主指導等の強化について」

(平成19年10月1日付厚生労働省労働基準局長・厚生労働省職業安定局長

・厚生労働省職業能力開発局長・社会保険庁運営部長連名通知)

- ・ 「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底の一部改正について」

(平成21年11月10日付社会保険庁運営部年金保険課長通知)